

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年9月12日提出
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋野 充成
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【電話番号】	03-6670-6711
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 5,000万円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2023年11月24日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

###### <更新後>

委託会社の概況（2024年6月末現在）

- 1) 資本金  
490百万円
- 2) 沿革  
1986年10月30日 一吉投資顧問株式会社設立  
1987年 9月 9日 投資一任認可取得  
2012年 5月 1日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更  
2014年 1月29日 投資信託委託業 開始  
2015年 5月14日 第二種金融商品取引業登録
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

#### 2【投資方針】

##### (2)【投資対象】

###### <訂正前>

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等は、委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資信託証券の各委託会社の都合などにより変更されることがあります。

(略)

##### <2. 日本バリュース・グロース株式ファンド（適格機関投資家向け）>

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式
<b>運用の基本方針</b>	
主要投資対象・目的	「アクティブバリュース マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主にわが国の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	なし
運用方針	主として、「アクティブバリュース マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とし、2つのマザーファンドへの基本投資比率は50%とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除いて）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p>
信託期間	設定日～2025年6月25日まで
<b>費用</b>	
信託報酬	年率:0.979%（税抜0.89%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理費用等）が信託財産から支払われます。有価証券の貸付の指図を行なった場合には、その品賃料の50%の額を下記のとおり按分、徴収します。 （内訳）委託会社 40% / 受託会社 10%
<b>その他</b>	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年6月25日（ただし休業日の場合は翌営業日）

（略）

<11. シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）>

委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
<b>運用の基本方針</b>	
主要投資対象・目的	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては株式等に直接投資することがあります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）
運用方針	<p>主として、シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。</p> <p>投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。</p> <p>実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

信託期間	無期限
<b>費用</b>	
信託報酬	年率:1.056%（税抜:0.96%）
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
<b>その他</b>	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年6月7日、12月7日（ただし休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 訂正後 &gt;

## 投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等は、委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資信託証券の各委託会社の都合などにより変更されることがあります。

(略)

## &lt; 2. 日本バリュース・グロース株式ファンド（適格機関投資家向け） &gt;

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式
<b>運用の基本方針</b>	
主要投資対象・目的	「アクティブバリュース マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主にわが国の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	なし
運用方針	主として、「アクティブバリュース マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とし、2つのマザーファンドへの基本投資比率は50%とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除いて）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	無期限
<b>費用</b>	
信託報酬	年率:0.979%（税抜0.89%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理費用等）が信託財産から支払われます。 有価証券の貸付の指図を行なった場合には、その品賃料の50%の額を下記のとおり按分、徴収します。 (内訳) 委託会社 40% / 受託会社 10%
<b>その他</b>	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年6月25日（ただし休業日の場合は翌営業日）

(略)

## &lt;11. シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）&gt;

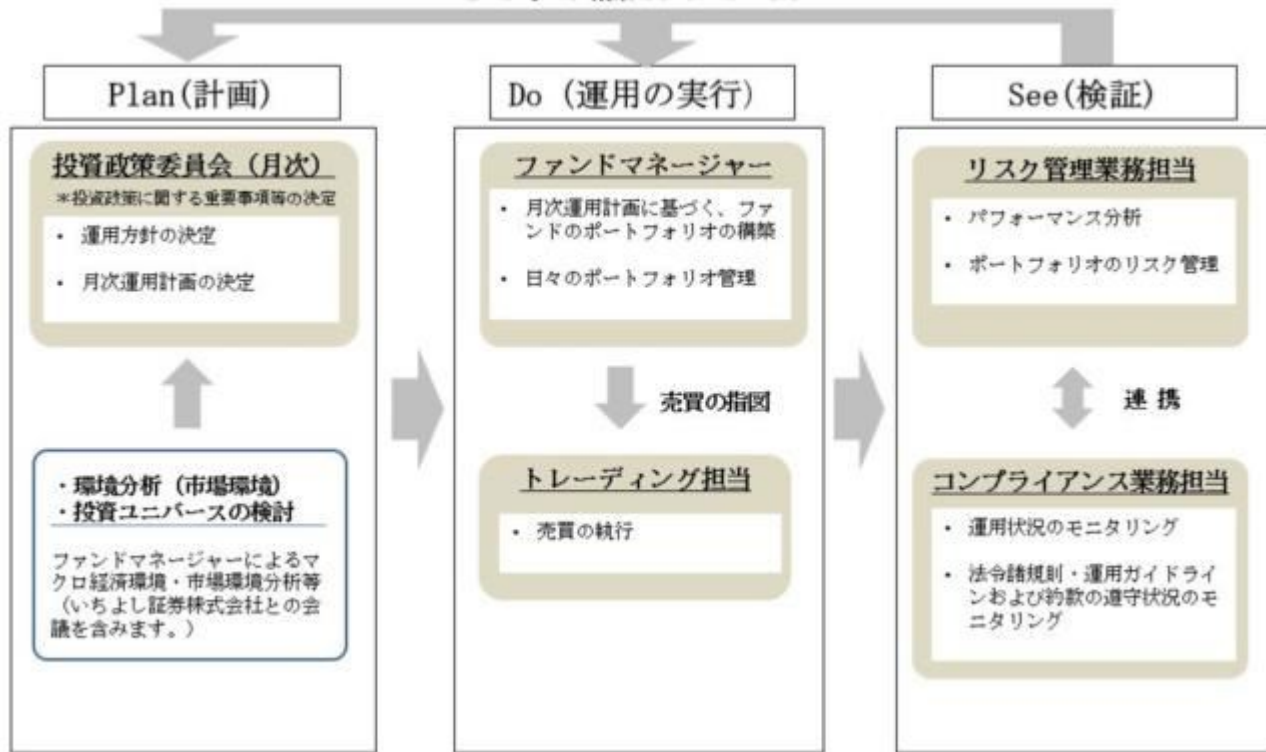
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
<b>運用の基本方針</b>	
主要投資対象・目的	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては株式等に直接投資することがあります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）
運用方針	主として、シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。 投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
<b>費用</b>	
信託報酬	年率:0.9119%（税抜:0.829%）
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
<b>その他</b>	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年6月7日、12月7日（ただし休業日の場合は翌営業日）

## (3) 【運用体制】

&lt; 更新後 &gt;

&lt; いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制 &gt;

## モニタリング結果のフィードバック



- a. 計画 (Plan)  
 ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。さらに投資対象とする投資信託証券の組入れについては、いちよし証券株式会社の助言を受けます。以上の分析、助言をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。
- b. 実行 (Do)  
 ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。
- c. 検証 (See)  
 リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。  
 投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

上記体制は、2024年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3【投資リスク】

<更新後>

#### (2) リスク管理体制

<いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>

##### 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

##### 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

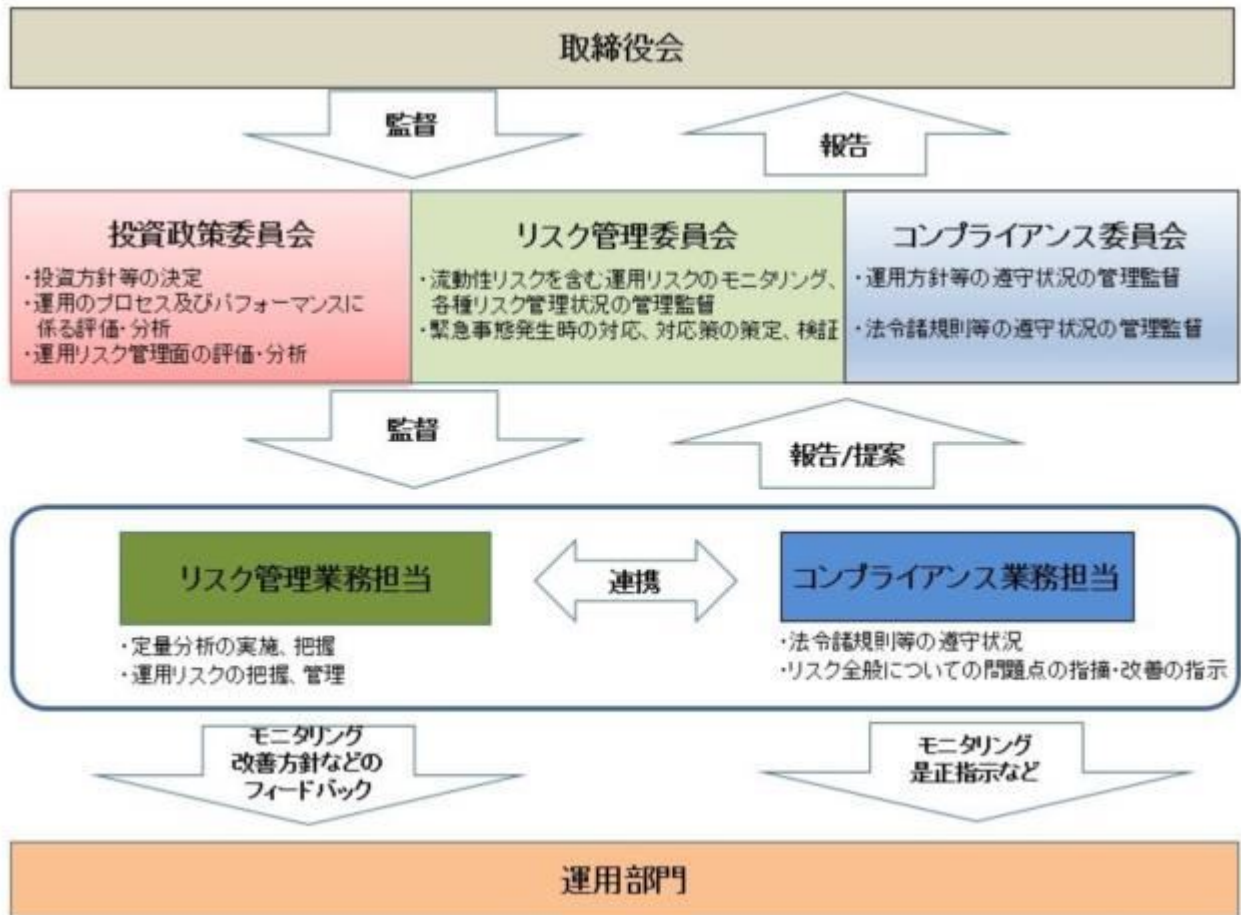
ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

##### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立し



たリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



上記体制は2024年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

( 参考情報 )

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	—	△10.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	—	12.7	19.5	10.0	△1.2	4.9	6.7

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\*決算日に対応した数値とは異なります。



**各資産クラスの指数**

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス  
(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI 国債  
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・  
マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

**●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について**

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

**東証株価指数(TOPIX)(配当込み)**

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。

**MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

**MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

**NOMURA-BPI 国債**

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)**

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

**4【手数料等及び税金】****(5)【課税上の取扱い】****<更新後>**

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**個人受益者の場合****1) 収益分配金に対する課税**

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

**2) 解約金および償還金に対する課税**

解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**法人受益者の場合****1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税**

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

## 2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本

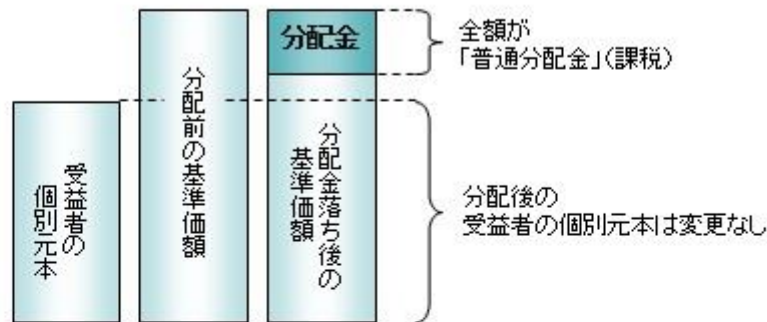
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

## 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

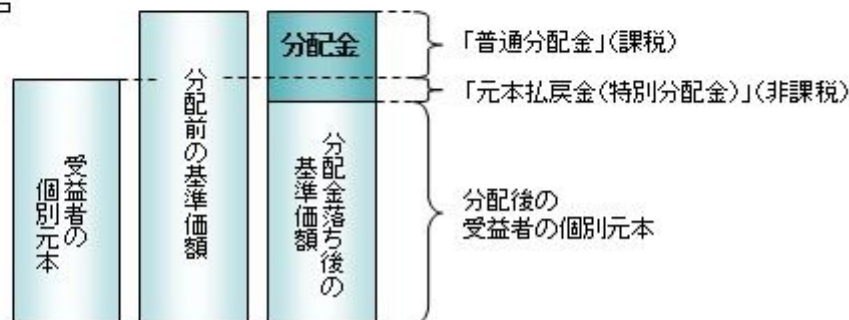
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2024年 6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,462,006,693	98.70

コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		32,346,634	1.30
合計（純資産総額）		2,494,353,327	100.00

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	日本バリュース・グロース株式ファンド（適格機関投資家向け）	163,380,486	2.4329	397,496,509	2.5939	423,792,642	16.99
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	188,740,150	2.1296	401,948,346	2.2411	422,985,550	16.96
日本	投資信託受益証券	SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	274,414,191	1.3241	363,352,112	1.3966	383,246,859	15.36
日本	投資信託受益証券	外国株計量運用ポートフォリオ（少人数私募）	60,031,089	5.5928	335,747,047	6.3735	382,608,145	15.34
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	129,811,170	1.7544	227,744,065	1.9989	259,479,547	10.40
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	58,121,387	2.8823	167,525,958	3.2295	187,703,019	7.53
日本	投資信託受益証券	いちよし日本中小型株ファンド（適格機関投資家専用）	70,987,212	2.2556	160,119,309	2.3444	166,422,419	6.67
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	54,450,892	1.6111	87,729,338	1.806	98,338,310	3.94
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用ACI米国バリュース・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	70,659,189	1.246	88,047,286	1.2428	87,815,240	3.52
日本	投資信託受益証券	ブラックロック米国小型成長株式オープン Aコース（為替ヘッジなし）	5,053,320	4.7077	23,789,809	4.9386	24,956,326	1.00
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）	9,140,276	2.3838	21,788,624	2.6978	24,658,636	0.99

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.70
合計	98.70

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2023年12月末日	50		1.0146	
2024年1月末日	202		1.0593	

2月末日	754		1.1066
3月末日	1,290		1.1442
4月末日	1,666		1.1286
5月末日	2,074		1.1594
6月末日	2,494		1.2060

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2023年12月13日～2024年 6月12日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2023年12月13日～2024年 6月12日	17.63

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2023年12月13日～2024年 6月12日	1,922,533,597	4,842,867

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

< 更新後 >

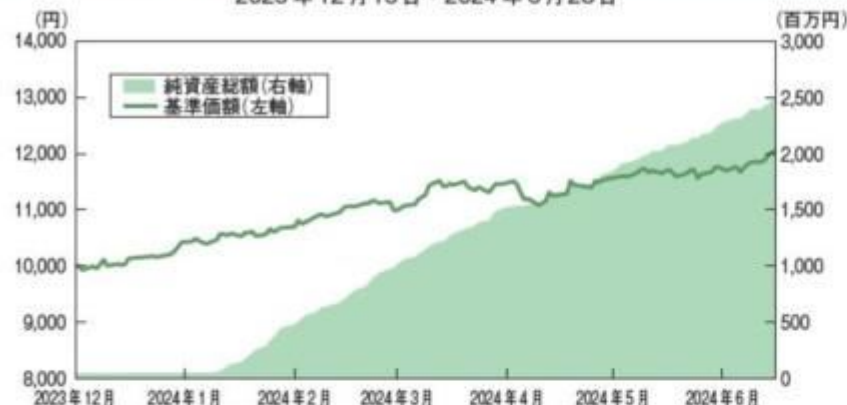


## 運用実績(2024年6月28日現在)

「いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式」

## 基準価額・純資産の推移

2023年12月13日～2024年6月28日



基準価額	12,060円
純資産総額	2,494百万円

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

アセットクラス	対象投資信託	組入比率 (%)
国内大型株式	ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	33.9
	日本リビュー・グロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	17.0
	日本リビュー・グロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	17.0
国内中小型株式	SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOFs用(適格機関投資家専用)	22.0
	いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)	15.4
海外先進国株式	いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)	6.7
	ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	27.4
	外国株計量運用ポートフォリオ(少数私募)	7.5
新興国株式	ノムラFOFs用ACI米国リビュー・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	15.3
	ノムラFOFs用ACI米国リビュー・ファンド(為替ヘッジなし)	3.5
	ブラックロック米国小型成長株式オープン Aコース(為替ヘッジなし)	1.0
	ブラックスロック米国小型成長株式オープン Aコース(為替ヘッジなし)	15.3
現金等	ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	3.9
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	1.0
	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	10.4
現金等		1.3
合計		100.0

\*当ファンドが保有する投資信託の残高を投資先アセットクラス毎に集計したものです。

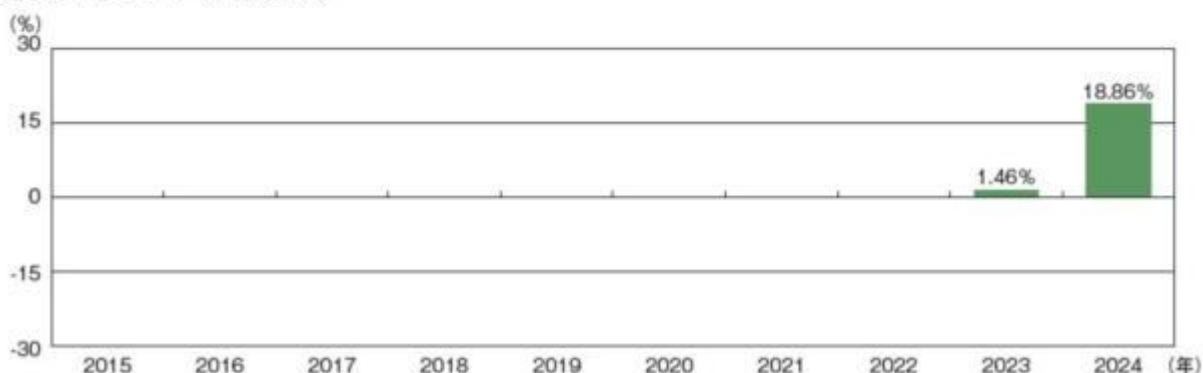
\*当ファンドの実質的な保有アセットクラス比率とは厳密には異なりますので、ご注意ください。

\*資産計上のタイミングにより、組入比率の合計が100%を超過することがあります。

\*小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移

※当ファンドにベンチマークはありません。



\*2023年は設定日(12月13日)から12月末までの収益率です。2024年は6月末までの収益率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年12月13日から2024年6月12日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 2024年6月12日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	86,082,468
投資信託受益証券	2,220,709,585
未収利息	23
流動資産合計	2,306,792,076
<b>資産合計</b>	<b>2,306,792,076</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	47,790,000
未払受託者報酬	160,705
未払委託者報酬	2,839,035
その他未払費用	194,622
流動負債合計	50,984,362
<b>負債合計</b>	<b>50,984,362</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,917,690,730
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	338,116,984
元本等合計	2,255,807,714
<b>純資産合計</b>	<b>2,255,807,714</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,306,792,076</b>

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間 自 2023年12月13日 至 2024年6月12日	
<b>営業収益</b>	
受取利息	1,500
有価証券売買等損益	127,352,570
営業収益合計	127,354,070
<b>営業費用</b>	
支払利息	15,145
受託者報酬	160,705
委託者報酬	2,839,035
その他費用	194,622
営業費用合計	3,209,507



当中間計算期間	
自 2023年12月13日	
至 2024年 6月12日	
営業利益又は営業損失（ ）	124,144,563
経常利益又は経常損失（ ）	124,144,563
中間純利益又は中間純損失（ ）	124,144,563
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	261,422
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	214,697,361
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	214,697,361
剰余金減少額又は欠損金増加額	463,518
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	463,518
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	338,116,984

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間末 2024年 6月12日現在	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,917,690,730口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.1763円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(11,763円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2024年 6月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (元本の移動)

項目	当中間計算期間 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	1,872,533,597円
期中一部解約元本額	4,842,867円

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 6月28日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,522,417,344円
負債総額	28,064,017円
純資産総額（ - ）	2,494,353,327円
発行済口数	2,068,212,591口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2060円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額

2024年6月末現在

資本金	490,000,000円
発行可能株式総数	16,000株
発行済株式総数	15,200株

過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構（2024年6月末現在）

取締役会

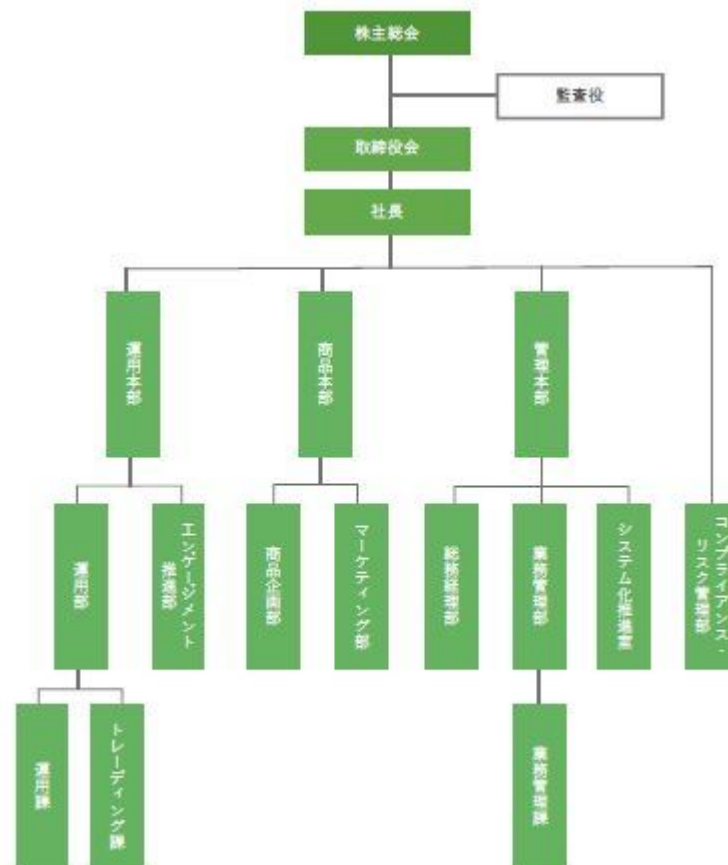
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

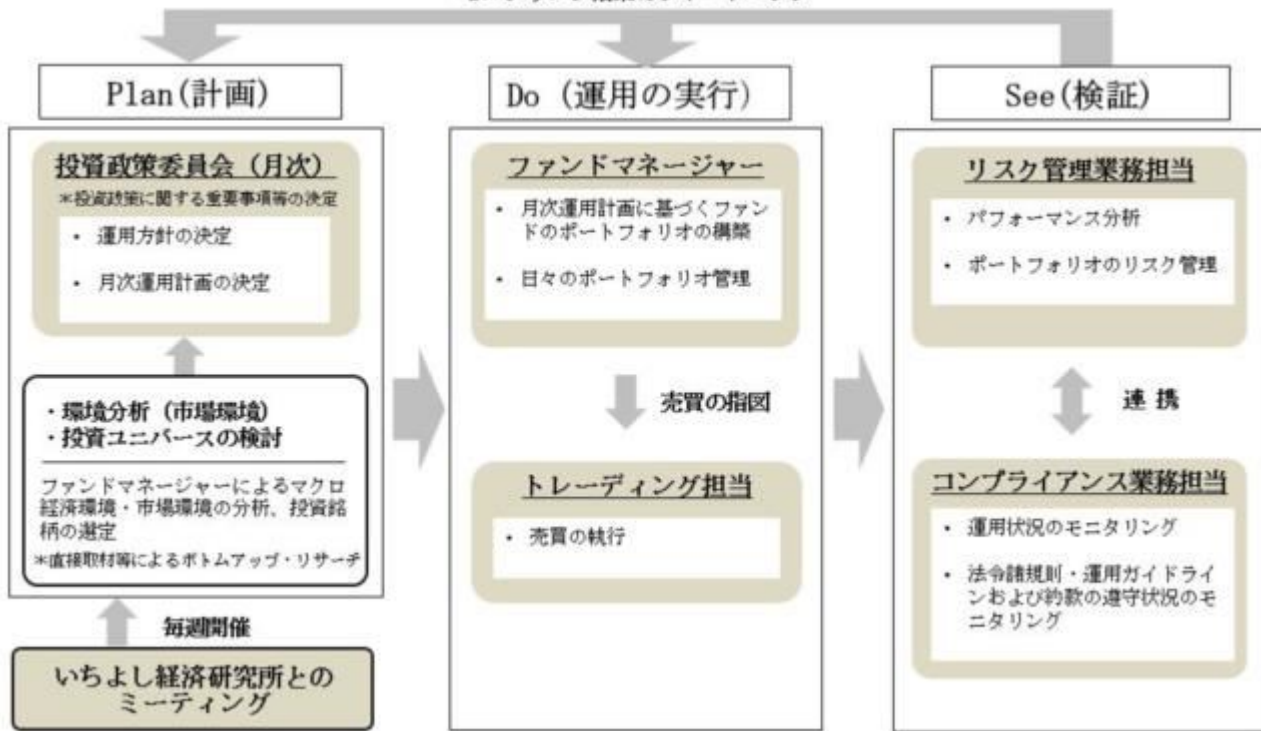
取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

組織図



委託会社の運用体制

## モニタリング結果のフィードバック



- a. 計画 (Plan)  
 ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。
- b. 実行 (Do)  
 ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。
- c. 検証 (See)  
 リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。  
 投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

## &lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。  
 2024年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	451,516
追加型株式投資信託	13	451,516
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	16	63,582
合計	29	515,098

## 3【委託会社等の経理状況】

## &lt; 更新後 &gt;

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	786,393	1,314,222
前払費用	11,138	12,436
立替金	19,857	19,489
未収委託者報酬	882,746	1,015,732
未収運用受託報酬	41,696	75,857
未収投資助言報酬	15,569	20,032
流動資産合計	1,757,403	2,457,771
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,875	42,714
器具・備品	4,779	11,157
有形固定資産合計	1	1
無形固定資産		
ソフトウェア	3,513	2,273
ソフトウェア仮勘定	12,900	35,095
商標権	292	216
無形固定資産合計	16,706	37,585
投資その他の資産		
投資有価証券	296,413	243,004
長期差入保証金	25,025	2
繰延税金資産	6,335	11,709
投資その他の資産合計	327,774	274,738
固定資産合計	362,136	366,196
資産合計	2,119,539	2,823,968
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受収益	6,580	-
預り金	4,398	3,996
未払金	379,610	325,580
未払手数料	2	2
その他未払金	2	2
未払費用	44,574	66,667
未払法人税等	122,576	348,014
未払消費税等	34,023	48,248
賞与引当金	2,652	4,947
流動負債合計	594,416	797,454
固定負債		
固定負債合計	-	-
負債合計	594,416	797,454
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	888,051	1,398,746
株主資本合計	1,500,551	2,011,246
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,570	15,267
純資産合計	1,525,122	2,026,513
負債・純資産合計	2,119,539	2,823,968

### （2）【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		

委託者報酬		3,174,506		3,514,115
運用受託報酬		139,466		197,201
投資助言報酬		43,779		54,999
営業収益合計		3,357,751		3,766,316
営業費用				
支払手数料	1	1,226,938	1	1,303,422
広告宣伝費		16,223		12,449
調査費		274,815		319,126
情報機器関連費		145,073		158,935
営業資料費		25,214		30,621
委託費		104,527		129,569
事務委託費		44,299		55,658
器具備品費		2,617		5,421
営業雑経費		10,537		8,522
通信運送費		4,331		3,957
協会費		2,653		2,794
諸会費		75		12
会議費		67		50
教育研究費		3,409		1,708
営業費用合計		1,575,431		1,704,600
一般管理費				
給料		360,981		390,611
役員報酬		54,977		57,480
従業員給料		250,381		272,318
その他報酬給料		6,025		5,700
賞与引当金繰入		2,652		4,947
福利厚生費		46,945		50,165
交際費		1,816		3,433
旅費交通費		3,676		4,235
租税公課		23,163		35,473
不動産賃借料		39,764		33,483
その他不動産関係費		1,643		5,260
新聞書籍費		490		540
消耗品費		376		521
水道光熱費		1,884		2,273
雑費		513		525
減価償却費		7,678		22,230
一般管理費合計		441,990		498,589
営業利益		1,340,329		1,563,127
営業外収益				
受取配当金		1,442		5,335
雑収入		-		5
営業外費用				
雑損失		-		-
経常利益		1,341,771		1,568,467
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,430
特別損失				
投資有価証券売却損		-		-
固定資産除却損		-		299
税引前当期純利益		1,341,771		1,607,598
法人税、住民税及び事業税		411,390		490,171
法人税等調整額		1,556		1,267
法人税等合計		412,947		488,904
当期純利益		928,824		1,118,694

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	490,000	122,500	1,023,227	1,635,727	27,631	1,663,359
当期変動額						
剰余金の配当			1,064,000	1,064,000		1,064,000
当期純利益			928,824	928,824		928,824

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					3,061	3,061
当期変動額合計	-	-	135,175	135,175	3,061	138,236
当期末残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			608,000	608,000		608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					9,303	9,303
当期変動額合計	-	-	510,694	510,694	9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

#### [重要な会計方針]

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動  
平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

- ・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの
- ・2016年4月1日以降に取得したもの

定率法  
定額法

上記以外

- ・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物 6年～15年  
器具・備品 4年～15年

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
によっております。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し  
ております。

##### 4. 収益及び費用の計上基準

###### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定し  
た報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に  
基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

###### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一  
定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義  
務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

###### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定  
した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充  
足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

##### 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### [注記事項]



## （貸借対照表関係）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価却累計額	25,942	23,166
2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	-	19,880
未払手数料	274,989	307,690
その他未払金	98,837	618

## （損益計算書関係）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,216,487	1,293,664

## （株主資本等変動計算書関係）

## 1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,200	-	-	15,200

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,200	-	-	15,200

## 2. 配当に関する事項

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月26日 取締役会	普通株式	456	30,000	2022年9月30日	2022年11月11日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	296,413	296,413	-
資産計	296,413	296,413	-

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1) 投資有価証券	243,004	243,004	-
資産計	243,004	243,004	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	786,335	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	882,746	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	41,696	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	15,569	-	-	-
合計	1,726,348	-	-	-

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,313,960	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	75,857	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	20,032	-	-	-
合計	2,425,582	-	-	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	296,413	-	296,413
資産計	-	296,413	-	296,413

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	243,004	-	243,004
資産計	-	243,004	-	243,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得価額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	257,466	220,000	37,466
小計	257,466	220,000	37,466
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	38,947	41,000	2,052

小計	38,947	41,000	2,052
合計	296,413	261,000	35,413

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得価額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	794
小計	9,206	10,000	794
合計	243,004	221,000	22,004

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	229,430	39,430	-
合計	229,430	39,430	-

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
合計	3,357,751	3,766,316

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関連)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,102	1,882
未払社会保険料	266	408
未払事業税	11,181	15,194
資産除去債務	3,858	-
減価償却の償却超過	769	960
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金資産 小計	17,178	18,446
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	17,178	18,446
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,843	6,737
繰延税金負債 合計	10,843	6,737
繰延税金資産の純額	6,335	11,709

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
重要性がないため、記載を省略しております。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
重要性がないため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## 〔セグメント情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,046,942
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	395,769

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。  
当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い <sup>1</sup>	1,205,735	未払手数料	274,989
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い <sup>2</sup>	10,751	前払費用	-
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い <sup>2</sup>	207,732	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	98,837	未払金	98,837

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い <sup>1</sup>	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い <sup>2</sup>	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い <sup>2</sup>	217,080	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	100,337円01銭	133,323円27銭
1株当たり当期純利益金額	61,106円87銭	73,598円31銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しておりません。

#### 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,525,122	2,026,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200

#### 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(千円)	928,824	1,118,694
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行  
 資本金の額 : 51,000百万円(2024年3月末現在)  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

## 3【資本関係】

<更新後>

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2024年6月末現在)

## (3) 投資顧問会社

いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2024年6月末現在)



## 独立監査人の中間監査報告書

2024年8月27日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式の2023年12月13日から2024年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式の2024年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月13日から2024年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。